

平成30年1月24日

乾式複写機の設置による販売者の募集について（公告）

名古屋高等裁判所国有財産事務分掌者  
名古屋高等裁判所事務局長 森 島 聡  
名古屋地方裁判所国有財産事務分掌者  
名古屋地方裁判所長 伊 藤 納  
名古屋家庭裁判所国有財産事務分掌者  
名古屋家庭裁判所長 鹿 野 伸 二

名古屋高等裁判所，名古屋地方裁判所及び名古屋家庭裁判所が所管する各庁舎（以下「名古屋高地家裁所管庁舎」という。）の一部において，有償による使用許可を受け，乾式複写機を設置する方を募集します。応募を希望される方は，下記の要領により企画提案書を提出してください（8庁舎一括の募集）。

記

1 件名

名古屋高地家裁所管庁舎における使用許可（乾式複写機）の相手方の選定

2 募集の趣旨

名古屋高地家裁所管庁舎の一部において事件記録等の謄写の用に供するために，乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって，使用許可を受けようとする者（法人，個人を問わない。）を広く募集し，提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積

(1) 名古屋高等裁判所所管

名古屋市中区三の丸1-4-1 名古屋高等・地方裁判所合同庁舎  
法廷棟2階謄写室

(2) 名古屋地方裁判所所管

ア 名古屋市中区三の丸1-7-4

名古屋地方裁判所執行部・名古屋簡易裁判所交通部合同庁舎  
3階売却物件情報閲覧コーナー

イ 名古屋市中区三の丸1-7-5

名古屋簡易裁判所別館庁舎  
1階民事調停受付事務室

ウ 愛知県一宮市公園通4-17

名古屋地方裁判所一宮支部・一宮簡易裁判所庁舎

(ア) 1階売却物件情報閲覧コーナー

(イ) 2階庶務課事務室

エ 愛知県半田市宮路町200-2

名古屋地方裁判所半田支部・半田簡易裁判所庁舎  
1階書記官室

オ 愛知県岡崎市明大寺町字奈良井3

名古屋地方裁判所岡崎支部・岡崎簡易裁判所庁舎

- (ア) 1階地裁民事訟廷事務室
- (イ) 1階売却物件情報閲覧コーナー

カ 愛知県豊橋市大国町110

名古屋地方裁判所豊橋支部・豊橋簡易裁判所庁舎

1階地裁民事訟廷事務室

(3) 名古屋家庭裁判所所管

名古屋市中区三の丸1-7-1 名古屋家庭・簡易裁判所合同庁舎

3階遺産分割センター事務室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年1月24日(水)から同月30日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所等

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1

名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係

電話 052-203-0162 (ダイヤルイン)

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する(郵送を希望の場合は、上記電話番号に連絡し、返信用切手を貼付した封筒を、上記交付場所へ送付する。)

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年2月7日(水)から同月13日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参、郵送又は託送(簡易書留等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。

エ 提出部数 7部(正本3部, 副本4部)

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付ける。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年1月30日(火)午後4時30分まで

ウ 提出場所 5の(1)のイと同じ

エ 提出方法 5の(2)のウと同じ

(2) 回答書は、平成30年2月6日(火)午後5時までに電子メールにより送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等(個人、法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。